

持ち込み数6点以上（引越しごみ、遺品整理等）の場合

【添付する写真と撮影方法】

1. 自宅（自宅以外の場合は、ごみの排出場所）の外観

（1）戸建住宅の場合

家の外観と表札を撮影してください。

（2）集合住宅の場合

建物（棟）全体の写真と部屋番号がわかる玄関付近の写真を撮影してください。

2. ごみの置き場所による撮影方法

持ち込むごみの写真は、一つ一つの品目と数量が識別できるように撮影してください。

（1）室内

室内とごみが写るように撮影してください。

（2）屋外、車内（すでに積み込んでいる場合等）

ごみの写真とごみを元々置いていた場所の写真（排出場所を確認するため）を撮影してください。

3. 箱や袋に入っている場合、

中身を確認する必要があります。中身がわかるように、箱や袋から取り出して撮影してください。

4. 既に解体している場合の撮影方法

・原則：解体前に撮影をお願いします。

解体後の写真で、元の品目が特定できず数量も判別できない場合は、各部品それぞれを1点とカウントします。



・ 既に解体している場合は次のとおり撮影してください。

(1) 元の形を再現して撮影



(2) すべての部品を重なりなく並べて撮影



※ 上記のとおり撮影しても画像から、元の品目・数量を特定できないと判断した場合は、各部品それぞれを1点とカウントします。